

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」修正対照表

第四部分

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし)
<p>第四部分第一章</p> <p>3.3 合議体メンバーの職責分担</p> <p>グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、口頭審理、合議会議及び表決について責任を持ち、合議体の審査決定を主任委員又は副主任委員に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。</p> <p>……</p> <p>4. 1人審査</p> <p>簡単な案件については、1名で審査を単独で行うことができる。</p> <p>5. 忌避制度と従業禁止</p> <p>復審又は無効宣告案件の合議体メンバー</p>	<p>第四部分第一章</p> <p>3.3 合議体メンバーの職責分担</p> <p>グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、口頭審理、合議会議及び表決について責任を持ち、合議体の審査決定を主任委員又は副主任委員<u>部門責任者</u>に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。</p> <p>……</p> <p>4. 1人審査</p> <p>簡単な案件については、1名で審査を単独で行うことができる。</p> <p><u>本部分における合議審査の関連規定は1人審査についても適用する。</u></p>	<p>第四部分第一章</p> <p>3.3 合議体メンバーの職責分担</p> <p>グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、合議会議及び表決について責任を持ち、合議体の審査決定を部門責任者に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。</p> <p>……</p> <p>4. 1人審査</p> <p>簡単な案件については、1名で審査を単独で行うことができる。</p> <p>本部分における合議審査の関連規定は1人審査についても適用する。</p>

<p>は、専利法実施細則 37 条で規定された状況の 1 つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避しない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員の任期において、その近親族は復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。処・室責任者の任期において、その近親族は当該処・室が審理責任を持つ復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員は離任後の 3 年以内、他の要員は離任後の 2 年以内において、復審又は無効宣告案件の代理をしてはならない。</p> <p>当事者が合議体メンバーの忌避を請求した場合若しくは代理人が前述の規定に合致していないものと判断した場合、書面方式で提出</p>	<p>5. 忌避制度と従業禁止</p> <p>復審又は無効宣告案件の合議体メンバーは、専利法実施細則 37<u>42</u> 条で規定された状況の 1 つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避しない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員の任期において、その近親族は復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。処・室責任者の任期において、その近親族は当該処・室が審理責任を持つ復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員は離任後の 3 年以内、他の要員は離任後の 2 年以内において、復審又は無効宣告案件の代理をしてはならない。</p> <p>当事者が合議体メンバーの忌避を請求した</p>	<p>5. 忌避制度と従業禁止</p> <p>復審又は無効宣告案件の合議体メンバーは、専利法実施細則 42 条で規定された状況の 1 つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避しない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。</p> <p>当事者が忌避を請求した場合、書面方式で提出し、かつ理由を説明し、必要な場合には関連の証拠を添付しなければならない。復審及び無効審理部が当事者に対して提出した請求は、書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。</p> <p>復審及び無効審理部の職員及びその近親族は従業禁止に係る関連規定を厳格に遵守しなければならない。</p>
---	--	---

<p>し、かつ理由を説明し、必要な場合には関連の証拠を添付しなければならない。専利復審委員会が当事者に対して提出した請求は、書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。</p>	<p>場合若しくは代理人が前述の規定に合致していないものと判断した場合、書面方式で提出し、かつ理由を説明し、必要な場合には関連の証拠を添付しなければならない。専利復審委員会復審及び無効審理部が当事者に対して提出した請求は、書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。</p> <p><u>復審及び無効審理部の職員及びその近親族は、従業禁止に係る関連規定を厳格に遵守しなければならない。</u></p>	
<p>第四部分第一章 6.3 審査決定の出版</p> <p>対象となる専利出願が公開されていない場合を除き、専利復審委員会は行われた復審及び無効宣告請求審査決定の正文のすべてを公式に出版しなければならない。公式に出版すべき審査決定について、当事者が審査決定を不服として法院に提訴し、かつ受理された場合は、人民法院の判決の発効後に審査決定を判決書とともに公開する。</p>	<p>第四部分第一章 6.3 審査決定の出版公開</p> <p>対象となる専利出願が公開されていない場合を除き、専利復審委員会は行われた復審及び無効宣告請求審査決定の正文のすべてを公式に出版公開しなければならない。公式に出版すべき審査決定について、当事者が審査決定を不服として法院に提訴し、かつ受理された場合は、人民法院の判決の発効後に審査決定を判決書とともに公開する。</p>	<p>第四部分第一章 6.3 審査決定の公開</p> <p>対象となる専利出願が公開されていない場合を除き、復審及び無効宣告請求審査決定の正文のすべてを公開しなければならない。</p>

<p>第四部分第二章</p> <p>3. 前置審査</p> <p>3.1 前置審査の手続</p> <p>専利復審委員会は、専利法実施細則 62 条の規定に基づき、方式審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）については、案件ファイルとともに、拒絶査定を下した元の審査部門に転送され、前置審査が行われる。</p> <p>元の審査部門は、前置審査意見を提出し、前置審査意見書を作成しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は案件ファイルを受け取った 1 ヶ月以内に完成しなければならない。</p> <p>……</p> <p>3.3 前置審査意見</p> <p>(1) 元の審査部門は、前置審査意見が前記類型のいずれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を維持する場合、維持した各種拒絶理由及び当該理由に係る個々の欠陥についての見解を詳細に説明しなければならない。</p>	<p>第四部分第二章</p> <p>3. 前置審査</p> <p>3.1 前置審査の手続</p> <p>専利復審委員会は、専利法実施細則 62 条の規定に基づき、方式審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）については、方式審査に合格した後に案件ファイルとともに拒絶査定を下した元の審査部門に転送され、前置審査が行われるとともに、元の審査部門が前置審査意見を提出しなければならないする。前置審査意見書を作成しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は案件ファイルを受け取った 1 ヶ月以内に完成しなければならない。</p> <p>……</p> <p>3.3 前置審査意見</p> <p>(1) 元の審査部門は、前置審査意見が前記類型のいずれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を維持する場合、維持した各種拒絶理由及び当該理由に係る個々の欠</p>	<p>第四部分第二章</p> <p>3. 前置審査</p> <p>3.1 前置審査の手続</p> <p>復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）については、方式審査に合格した後、審査部門に転送され、前置審査が行われるとともに、審査部門が前置審査意見を提出する。</p> <p>……</p> <p>3.3 前置審査意見</p> <p>(1) 審査部門は、前置審査意見が前記類型のいずれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を維持する場合、維持した各種拒絶理由及び当該理由に係る個々の欠陥についての見解を詳細に説明しなければならない。見解が拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明するものとし、繰り返し説明する必要はない。</p> <p>(2) 復審請求人が補正文書を提出している場合、審査部門は本章第 4.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。審査の結果、</p>
--	--	--

<p>らない。見解が拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明するものとし、繰り返し説明する必要はない。</p> <p>(2) 復審請求人が補正文書を提出している場合、元の審査部門は本章第 4.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。審査の結果、元の審査部門が、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致していると判断した場合、補正文書を基礎として前置審査を行わなければならない。元の審査部門は、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致しないと判断した場合、拒絶査定を維持し、かつ当該補正が規定に合致しない旨の見解を詳細に説明するとともに、拒絶査定の対象となる出願文書における各種拒絶理由に係る欠陥について説明をしなければならない。</p> <p>(3) 復審請求人が新たな証拠を提出する場合又は新たな理由を陳述する場合、元の審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。</p> <p>(4) 元の審査部門は、前置審査意見におい</p>	<p>陥について見解を詳細に説明しなければならない。見解が拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明するものとし、繰り返し説明する必要はない。</p> <p>(2) 復審請求人が補正文書を提出している場合、元の審査部門は本章第 4.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。審査の結果、元の審査部門が、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致していると判断した場合、補正文書を基礎として前置審査を行わなければならない。元の審査部門は、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致しないと判断した場合、拒絶査定を維持し、かつ当該補正が規定に合致しない旨の見解を詳細に説明するとともに、拒絶査定の対象となる出願文書における各種拒絶理由に係る欠陥について説明をしなければならない。</p> <p>(3) 復審請求人が新たな証拠を提出する場合又は新たな理由を陳述する場合、元の審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。</p>	<p>審査部門が、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致していると判断した場合、補正文書を基礎として前置審査を行わなければならない。審査部門は、当該補正が本章第 4.2 節の規定に合致しないと判断した場合、拒絶査定を維持し、かつ当該補正が規定に合致しない旨の見解を詳細に説明するとともに、拒絶査定の対象となる出願文書における各種拒絶理由に係る欠陥について説明をしなければならない。</p> <p>(3) 復審請求人が新たな証拠を提出する場合又は新たな理由を陳述する場合、審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。</p> <p>(4) 審査部門は、前置審査意見において拒絶理由及び証拠を補足してはならない。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知な常識に対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書など、当該技術分野における公知で常識的な証拠を補足する</p>
---	---	---

<p>て拒絶理由及び証拠を補足してはならない。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知な常識に対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書など、当該技術分野における公知で常識的な証拠を補足することができる。</p> <p>(ii) 拒絶査定では指摘していないものの、出願人に告知してある事実や理由、証拠をもって拒絶するに足る欠陥が審査対象書類に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在していると判断した場合であって、さらに審査対象書類にその他の明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と同一の性質の欠陥が存在していると判断したときは、それらも合わせて指摘することができる。</p> <p>例：元の審査部門が審査意見通知書において、元の請求項 1 が専利法 22 条 3 項の規定に</p>	<p>(4) 元の審査部門は、前置審査意見において拒絶理由及び証拠を補足してはならない。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知な常識に対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書など、当該技術分野における公知で常識的な証拠を補足することができる。</p> <p>(ii) 拒絶査定では指摘していないものの、出願人に告知してある事実や理由、証拠をもって拒絶するに足る欠陥が審査対象書類出願に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在していると判断した場合であって、さらに審査対象書類出願にその他本章第 4.1 節 (1) (3) (4) に掲げる明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と性質の同一な欠陥が存在していると判断したときは、それらも合わせて指摘することができる。</p>	<p>ことができる。</p> <p>(ii) 拒絶査定では指摘していないものの、出願人に告知してある事実や理由、証拠をもって拒絶するに足る欠陥が出願に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在していると判断した場合であって、さらに出願に本章第 4.1 節 (1) (3) (4) に掲げる欠陥が存在していると判断したときは、それらも合わせて指摘することができる。</p> <p>(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在していると判断した場合であって、さらに出願に本章第 4.1 節 (1) (3) (4) に掲げるが存在していると判断したときは、それらも合わせて指摘することができる。</p> <p>例：審査部門が審査意見通知書において、元の請求項 1 が専利法 22 条 3 項の規定に合致しない旨を指摘し、最終的には補正が専利法 33 条の規定に合致しないことを理由に拒絶査</p>
--	--	--

<p>合致しない旨を指摘し、最終的には補正が専利法 33 条の規定に合致しないことを理由に拒絶査定を下した。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正したものの、元の審査部門が、前述の専利法 22 条 3 項の規定に合致しない欠陥が依然として存在していると判断した場合、(ii) に該当することになるが、このような場合には、元の審査部門は前置審査意見で当該欠陥についても指摘しなければならない。</p> <p>(5) 前置審査意見が本章第 3.2 節で規定する (1) 又は (2) に該当する場合、専利復審委員会合議審査を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知する。さらに、元の審査部門は、審査許可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は、専利復審委員会による復審決定を受けずに直接に審査許可手続を行ってはならない。</p>	<p>例：元の審査部門が審査意見通知書において、元の請求項 1 が専利法 22 条 3 項の規定に合致しない旨を指摘し、最終的には補正が専利法 33 条の規定に合致しないことを理由に拒絶査定を下した。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正したものの、元の審査部門が、前述の専利法 22 条 3 項の規定に合致しない欠陥が依然として存在していると判断した場合、(ii) に該当することになるが、このような場合には、元の審査部門は前置審査意見で当該欠陥についても指摘しなければならない。</p> <p>(5) 前置審査意見が本章第 3.2 節で規定する (1) 又は (2) に該当する場合、<u>専利復審委員会復審及び無効審理部</u>は合議審査を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知する。元の審査部門は、審査許可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は、<u>専利復審委員会復審及び無効審理部</u>による復審決定を受けずに直接に審査許可手続を行ってはならない。</p>	<p>定を下した。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正したものの、元の審査部門が、前述の専利法 22 条 3 項の規定に合致しない欠陥が依然として存在していると判断した場合、(ii) に該当することになるが、このような場合には、前置審査意見で当該欠陥についても指摘しなければならない。</p> <p>(5) 前置審査意見が本章第 3.2 節で規定する (1) 又は (2) に該当する場合、復審及び無効審理部は合議審査を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知する。審査部門は、審査許可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は、復審及び無効審理部による復審決定を受けずに直接に審査許可手続を行ってはならない。</p>
--	---	---

	い。	
<p>第四部分第二章</p> <p>9. 復審手続の終了</p> <p>期間が満了になっても回答がないために復審請求が取り下げられたとみなされた場合、復審手続は終了する。</p> <p>復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。</p> <p>受理された復審請求が受理条件に合致しないとして却下された場合、復審手続は終了する。</p> <p>復審決定が行なわれた後に、復審請求人が当該決定に対して不服がある場合、専利法 41 条 2 項の規定に基づき、復審決定を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。所定の期間内に提訴していない場合、又は人民法院の発効判決で当該復審決定が維持された場合、復審手続は終了する。</p>	<p>第四部分第二章</p> <p>9. 復審手続の終了</p> <p>期間が満了になっても回答がないために復審請求が取り下げられたとみなされた場合、復審手続は終了する。</p> <p>復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。</p> <p>受理された復審請求が受理条件に合致しないとして却下された場合、復審手続は終了する。</p> <p>復審決定が行なわれた後に、復審請求人が当該決定に対して不服がある場合、専利法 41 条 2 項の規定に基づき、復審決定を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。所定の期間内に提訴していない場合、又は人民法院の発効判決で当該復審決定が維持された場合、復審手続は終了する。</p>	<p>第四部分第二章</p> <p>9. 復審手続の終了</p> <p>期間が満了になっても回答がないために復審請求が取り下げられたとみなされた場合、復審手続は終了する。</p> <p>復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。</p> <p>受理された復審請求が受理条件に合致しないとして却下された場合、復審手続は終了する。</p>

<p>第四部分第三章</p> <p>2.2 当事者処置の原則</p> <p>……</p> <p>無効宣告手続において、専利権者が一部の請求項又は複数の意匠の一部について放棄を宣言した場合、専利権者が当該請求項又は意匠について最初から専利法及びその実施細則の関連規定に合致しないこと、及び、当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものとみなし、当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する請求人の挙証責任を免除する。</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>2.2 当事者処置の原則</p> <p>……</p> <p>無効宣告手続において、専利権者が一部の請求項又は複数の意匠の一部について放棄を宣言した場合、専利権者が当該請求項又は意匠について最初から専利法及びその実施細則の関連規定に合致しないこと、及び、当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものとみなし、当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する請求人の挙証責任を免除する。<u>専利権者による専利権の放棄が第三者の適法な權益及び公共の利益を妨げない場合、無効宣告審査決定によって当該権利処分行為に対する確認を行う。</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>2.2 当事者処置の原則</p> <p>……</p> <p>無効宣告手続において、専利権者が請求項又は意匠について放棄を宣言した場合、専利権者が当該請求項又は意匠について最初から専利法及びその実施細則の関連規定に合致しないこと、及び、当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものとみなし、当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する請求人の挙証責任を免除する。専利権者による専利権の放棄が第三者の適法な權益及び公共の利益を妨げない場合、無効宣告審査決定によって当該権利処分行為に対する確認を行う。</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>3.1 無効宣告請求の客体</p> <p>……</p> <p>専利復審委員会が専利権の全部又は一部の無効を宣告する旨の審査決定を行った後、当事者が、当該審査決定を受け取った日から起</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.1 無効宣告請求の客体</p> <p>……</p> <p><u>専利復審委員会</u>で専利権の全部又は一部の無効を宣告する旨の審査決定が行われた後、当事者が当該審査決定を受け取った日から起</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.1 無効宣告請求の客体</p> <p>……</p> <p>専利権の全部又は一部の無効を宣告する旨の審査決定が行われた後、当該決定によって無効宣告された専利権を対象として提出され</p>

<p>算して 3 ヶ月以内に人民法院に提訴していない場合又は人民法院の発効判決で当該審査決定が維持された場合、当該決定によって無効宣告された専利権を対象として提出された無効宣告請求を受理しないものとする。</p>	<p>算する 3 ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、若しくは人民法院の発効判決で当該審査決定を維持した場合、当該決定によって無効宣告された専利権を対象として提出された無効宣告請求を受理しないものとする。<u>ただし、当該審査決定が人民法院の発効判決によって取り消された場合を除く。</u></p>	<p>た無効宣告請求を受理しないものとする。ただし、当該審査決定が人民法院の発効判決によって取り消された場合を除く。</p>
<p>第四部分第三章 3.6 委任手続 (4) 専利法 19 条 1 項で規定された専利代理機構に委託しなければならない請求人が、規定に基づく委託をしていない場合、当該無効宣告請求を受理しないものとする。 (6) 当事者が公民に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。公民の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷から転送される書類の受け取りに限定される。</p>	<p>第四部分第三章 3.6 委任手続 (4) 専利法 19<u>18</u> 条 1 項で規定された専利代理機構に委託しなければならない請求人が、規定に基づく委託をしていない場合、当該無効宣告請求を受理しないものとする。 (6) 当事者が公民<u>その近親族又は職員</u>に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。<u>公民近親族又は職員</u>の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷から転送される種類の受け取りに限定される。</p>	<p>第四部分第三章 3.6 委任手続 (4) 専利法 18 条 1 項で規定された専利代理機構に委託しなければならない請求人が、規定に基づく委託をしていない場合、当該無効宣告請求を受理しないものとする。 (6) 当事者がその近親族又は職員に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。近親族又は職員の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷から転送される種類の受け取りに限定される。</p>

	<p><u>前述の近親族には配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。代理人が当事者の近親族である場合、戸籍簿、婚姻証明書、出生証明書、養子縁組証明書、公安機関証明書、住民（村民）委員会証明書、発効裁判文書又は身上調書等の委任者との身元関係のを示す証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>代理人が当事者の職員である場合、労働契約書、社会保険納付記録、給与支払記録等の委任者と適法な人事関係を有することを証明するに足る証明書類を提出しなければならない。当事者が機関・政府系事業組織である場合、組織が発行した、当該職員の職務、労働期間を記載した書面の証明を提出しなければならない。</u></p> <p>(7) 以下に掲げる事項について、<u>専利代理人</u>は特別権限委任状を有しなければならない。</p> <p>(i) 専利権者の<u>代理人</u>が、請求人による</p>	<p>前述の近親族には配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。代理人が当事者の近親族である場合、戸籍簿、婚姻証明書、出生証明書、養子縁組証明書、公安機関証明書、住民（村民）委員会証明書、発効裁判文書又は身上調書等の委任者との身元関係を示す証明書類を提出しなければならない。</p> <p>代理人が当事者の職員である場合、労働契約書、社会保険納付記録、給与支払記録等の委任者と適法な人事関係を有することを証明するに足る証明書類を提出しなければならない。当事者が機関・政府系事業組織である場合、組織が発行した、当該職員の職務、労働期間を記載した書面の証明を提出しなければならない。</p> <p>(7) 以下に掲げる事項について、<u>専利代理人</u>は特別権限委任状を有しなければならない。</p> <p>(i) 専利権者の<u>代理人</u>が、請求人による無</p>
--	--	--

	<p>無効宣告請求を代行して認める。</p> <p>(ii) 専利権者の代理人<u>師</u>が、権利要求書の補正を代行する。</p> <p>(iii) 代理人<u>師</u>が、和解を代行する。</p> <p>(iv) 請求人の代理人<u>師</u>が、無効宣告請求の取り下げを代行する。</p> <p>……</p>	<p>効宣告請求を代行して認める。</p> <p>(ii) 専利権者の代理師が、権利要求書の補正を代行する。</p> <p>(iii) 代理師が、和解を代行する。</p> <p>(iv) 請求人の代理師が、無効宣告請求の取り下げを代行する。</p> <p>……</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>3.7 方式審査通知書</p> <p>……</p> <p>(4) 受理した無効宣告請求について、先行する専利権の無効又は一部無効に係る審査決定の発効を待つために一時的に審査することができない場合、専利復審委員会は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。専利復審委員会は、先行する審査決定が発効した後、又は、人民法院の発効判決により取り消された後に、速やかに審査を再開しなければならない。</p> <p>(5) 専利復審委員会は、受理した無効宣告請求が専利権侵害をめぐる事件に関連するも</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.7 権利の帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告手続に参加する方式審査</p> <p><u>当事者が手続中止請求を提出したが、専利権無効宣告手続の審理が中止されなかった場合、専利権権利の帰属をめぐる紛争の当事者は、無効宣告手続への参加を請求することができる。</u></p> <p><u>専利権の帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求する場合、無効宣告手続への参加請求書、及び権利の帰属をめぐる紛争が人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に受理された旨の証明書類を提出しなければならない。復審及び無効審理部は、方式</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.7 権利の帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告手続に参加する方式審査</p> <p>当事者が手続中止請求を提出したが、専利権無効宣告手続の審理が中止されなかった場合、専利権権利の帰属をめぐる紛争の当事者は、無効宣告手続への参加を請求することができる。</p> <p>専利権の帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求する場合、無効宣告手続への参加請求書、及び権利の帰属をめぐる紛争が人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に受理された旨の証明書類を提出しなければならない。復審及び無効審理部は、方式</p>

<p>のである場合において、人民法院、地方の知的財産権管轄部門又は当事者からの請求に応じ、当該専利権侵害をめぐる事件を取り扱う人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に対して、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。</p>	<p><u>審査を経た後、当該権利の帰属をめぐる紛争の当事者に無効宣告手続への参加を許可するか否かの通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>権利の帰属をめぐる紛争の当事者は、無効宣告手続において、意見を提出し、合議体による無効宣告案件審理時の参考に供することができる。</u></p> <p>3.8 方式審査通知書</p> <p>……</p> <p>(4) 受理した無効宣告請求について、先行する<u>専利権の無効又は一部無効に係る無効宣告請求審査決定の発効を待つために関連するものであるために一時的に審査することができない場合、専利復審委員会復審及び無効審理部は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。先行する審査決定が発効した後、又は、人民法院の発効判決により取り消された後に、影響を与えるが除去された後に、専利復審委員会速やかに審査を再開しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>専利復審委員会復審及び無効審理部</u></p>	<p>審査を経た後、当該権利の帰属をめぐる紛争の当事者に無効宣告手続への参加を許可するか否かの通知書を発行しなければならない。</p> <p>権利の帰属をめぐる紛争の当事者は、無効宣告手続において、意見を提出し、合議体による無効宣告案件審理時の参考に供することができる。</p> <p>3.8 方式審査通知書</p> <p>……</p> <p>(4) 受理した無効宣告請求について、先行する無効宣告請求審査決定に関連するものであるために一時的に審査することができない場合、復審及び無効審理部は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。影響を与える要因が除去された後に、速やかに審査を再開しなければならない。</p> <p>(5) 復審及び無効審理部は、受理した無効宣告請求で専利権侵害をめぐる事件に関連するものである場合において、人民法院、地方の知的財産権管轄部門又は当事者からの請求に応じ、当該専利権侵害をめぐる事件を取り</p>
---	---	--

	<p>は、受理した無効宣告請求が専利権侵害をめぐる事件に関連するものである場合において、人民法院、地方の知的財産権管轄部門又は当事者からの請求に応じ、当該専利権侵害をめぐる事件を取り扱う人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に対して、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。</p> <p><u>(6) 復審及び無効審理部は、受理した無効宣告請求が権利の帰属をめぐる紛争に関連するものである場合、無効宣告手続への参加が許可された権利の帰属をめぐる紛争の当事者に対して無効宣告請求案件審査状態通知書を発行しなければならない。</u></p>	<p>扱う人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に対して、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。</p> <p>(6) 復審及び無効審理部は、受理した無効宣告請求が権利の帰属をめぐる紛争に関連するものである場合、無効宣告手続への参加が許可された権利の帰属をめぐる紛争の当事者に対して無効宣告請求案件審査状態通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>4.1 審査の範囲</p> <p>無効宣告手続において、専利復審委員会は通常、無効宣告請求の範囲と理由及び当事者が提出した証拠のみを対象として審査をするものとし、専利の有効性を全面的に審査する義務を負わない。</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.1 審査の範囲</p> <p>無効宣告手続において、<u>専利復審委員会合</u>議体は通常、無効宣告請求の範囲と理由及び当事者が提出した証拠のみを対象として審査をする。<u>必要に応じて、専利権にその他の専利法及びその実施細則の関連規定の明らかな</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.1 審査の範囲</p> <p>無効宣告手続において、合議体は通常、無効宣告請求の範囲と理由及び当事者が提出した証拠のみを対象として審査をする。必要に応じて、専利権にその他の専利法及びその実施細則の関連規定の明らかな違反が存在する</p>

<p>……</p>	<p><u>違反が存在する状況について審査を行うこと</u> ができるが、<u>専利の有効性を全面的に審査する義務を負わない。</u> ……</p>	<p>状況について審査を行うことができるが、<u>専利の有効性を全面的に審査する義務を負わない。</u> ……</p>
<p>第四部分第三章 4.6 無効宣告手続における専利書類の補正 4.6.1 補正の原則 専利又は実用新案の専利書類の補正については、権利要求書に限定される。その原則は次のとおりである。 …… 4.6.2 補正の方式 前記の補正原則を満たすことを前提として、権利要求書に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項のさらなる限定、明らかな誤りの修正に限る。 ……</p>	<p>第四部分第三章 4.6 無効宣告手続における専利書類の補正 4.6.1 補正の原則 専利又は実用新案の専利書類の補正については、権利要求書に限定され、<u>かつ無効宣告の理由又は合議体が指摘した不備についての補正でなければならない。</u>その原則は次のとおりである。 …… 4.6.2 補正の方式 前記の補正原則を満たすことを前提として、権利要求書に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項のさらなる限定、明らかな誤りの<u>修正訂正</u>に限る。 ……</p>	<p>第四部分第三章 4.6 無効宣告手続における専利書類の補正 4.6.1 補正の原則 専利又は実用新案の専利書類の補正については、権利要求書に限定され、かつ無効宣告の理由又は合議体が指摘した不備についての補正でなければならない。その原則は次のとおりである。 …… 4.6.2 補正の方式 前記の補正原則を満たすことを前提として、権利要求書に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項のさらなる限定、明らかな誤りの<u>訂正</u>に限る。 ……</p>

	<p>第四部分第三章</p> <p><u>7. 意匠の国際出願に係る送達</u></p> <p><u>復審及び無効宣告請求審査手続のうち、意匠の国際出願に関するものにおいて、中国本土に住所がない当事者への書類送達については、郵送、ファックス、電子メール、公告等の送達方式を用いることができる。公告送達を用いる場合、公告日から起算して満 1 ヶ月で、送達されたものとみなす。</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>7. 意匠の国際出願に係る送達</p> <p>復審及び無効宣告請求審査手続のうち、意匠の国際出願に関するものにおいて、中国本土に住所がない当事者への書類送達については、郵送、ファックス、電子メール、公告等の送達方式を用いることができる。公告送達を用いる場合、公告日から起算して満 1 ヶ月で、送達されたものとみなす。</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>7. 無効宣告手続の終了</p> <p>……</p> <p>専利復審委員会で無効宣告請求の審査決定が行なわれた後に、当事者が当該審査決定を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に人民法院に提訴していない場合又は人民法院の発効判決において当該復審決定が維持された場合、当該専利権を対象とするその他すべての無効宣告手続を終了する。</p> <p>専利復審委員会において専利権の全部の無効を宣告する審査決定が下された後、当事者</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>78. 無効宣告手続の終了</p> <p>……</p> <p>専利復審委員会で無効宣告請求の審査決定が行なわれた後に、当事者が当該審査決定を受け取った日から起算して 3 ヶ月以内に人民法院に提訴していない場合又は人民法院の発効判決において当該復審決定が維持された場合、当該専利権を対象とするその他すべての無効宣告手続を終了する。</p> <p>専利復審委員会において専利権の全部の無効を宣告する審査決定が下された後、当事者</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>8. 無効宣告手続の終了</p> <p>……</p>

<p>が当該審査決定を受け取った日から起算して3ヶ月以内に人民法院に提訴していない場合又は人民法院の発効判決において当該審査決定が維持された場合、当該専利権を対象とするその他すべての無効宣告手続を終了する。</p>	<p>が当該審査決定を受け取った日から起算して3ヶ月以内に人民法院に提訴していない場合又は人民法院の発効判決において当該審査決定が維持された場合、当該専利権を対象とするその他すべての無効宣告手続を終了する。</p>	
	<p>第四部分第三章</p> <p>9. 医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件審査の特別規定</p> <p><u>医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件とは、専利法第76条に掲げる医薬品市販承認申請者（ジェネリック医薬品申請者ともいう）が、無効宣告請求人として、中国の市販医薬品専利情報登記プラットフォームに登録された専利権について無効宣告請求を提出した案件をいう。</u></p> <p>9.1 請求書及び証明書類</p> <p><u>ジェネリック医薬品申請者が「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」の関連規定に基づき第4類の声明を提出した後、無効宣告請求を提出する場合、請求書において案件が医薬品専利紛争早期解決メカニ</u></p>	<p>第四部分第三章</p> <p>9. 医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件審査の特別規定</p> <p>医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件とは、専利法第76条に掲げる医薬品市販承認申請者（ジェネリック医薬品申請者ともいう）が、無効宣告請求人として、中国の市販医薬品専利情報登記プラットフォームに登録された専利権について無効宣告請求を提出した案件をいう。</p> <p>9.1 請求書及び証明書類</p> <p>ジェネリック医薬品申請者が「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」の関連規定に基づき第4類の声明を提出した後、無効宣告請求を提出する場合、請求書において案件が医薬品専利紛争早期解決メカニ</p>

	<p>ズムに関するものである旨の状況について明記しなければならない。すなわち本案に係る専利が中国の市販医薬品専利情報登記プラットフォームに登記された専利権に関するものであり、請求人は対応する医薬品のジェネリック医薬品申請者であり、かつ第 4 類の声明を提出しており、ジェネリック医薬品登録申請受理通知書及び第 4 類の声明書類の副本等の関連する証明書類を添付している必要がある。</p> <p>ジェネリック医薬品申請者が、無効宣告請求を提出した後に、さらに「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」の関連規定に基づき第 4 類の声明を提出する場合、当該無効宣告請求案件が医薬品専利紛争早期解決メカニズムに関するものであることを示す関連の証拠を速やかに提出しなければならない。口頭審理を行う案件については、遅くとも口頭審理の弁論が終結するまでに提出し、口頭審理を行わない案件については、遅くとも無効宣告決定が下されるまでに提出</p>	<p>ズムに関するものである旨の状況について明記しなければならない。すなわち本案に係る専利が中国の市販医薬品専利情報登記プラットフォームに登記された専利権に関するものであり、請求人は対応する医薬品のジェネリック医薬品申請者であり、かつ第 4 類の声明を提出しており、ジェネリック医薬品登録申請受理通知書及び第 4 類の声明書類の副本等の関連する証明書類を添付している必要がある。</p> <p>ジェネリック医薬品申請者が、無効宣告請求を提出した後に、さらに「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」の関連規定に基づき第 4 類の声明を提出する場合、当該無効宣告請求案件が医薬品専利紛争早期解決メカニズムに関するものであることを示す関連の証拠を速やかに提出しなければならない。口頭審理を行う案件については、遅くとも口頭審理の弁論が終結するまでに提出し、口頭審理を行わない案件については、遅くとも無効宣告決定が下されるまでに提出</p>
--	---	---

	<p>する必要がある。</p> <p>請求人が、提出した無効宣告請求が医薬品専利紛争早期解決メカニズムに関するものであることを示す証拠を規定された期間内に提供しなかった場合、本節の規定を適用しない。</p> <p>9.2 審査の順序</p> <p>医薬品専利紛争早期解決メカニズムによる同一の専利権に対する複数の無効宣告請求については、無効宣告請求を提出した日の前後によって順序を決定する。</p> <p>9.3 審査の基礎</p> <p>先行して行われた審査決定において、専利権者から提出された補正文書を基礎に専利権の有効性を維持している場合、後に受理された無効宣告請求については、前述の補正文書を基礎として審査を継続することができる。</p> <p>9.4 審査状況及び案件終結の通知</p> <p>合議体は、人民法院又は国务院医薬品監督管理部門からの請求に応じ、当該法院又は部門に対して、無効宣告請求案件審査状況通知</p>	<p>する必要がある。</p> <p>請求人が、提出した無効宣告請求が医薬品専利紛争早期解決メカニズムに関するものであることを示す証拠を規定された期間内に提供しなかった場合、本節の規定を適用しない。</p> <p>9.2 審査の順序</p> <p>医薬品専利紛争早期解決メカニズムによる同一の専利権に対する複数の無効宣告請求については、無効宣告請求を提出した日の前後によって順序を決定する。</p> <p>9.3 審査の基礎</p> <p>先行して行われた審査決定において、専利権者から提出された補正文書を基礎に専利権の有効性を維持している場合、後に受理された無効宣告請求については、前述の補正文書を基礎として審査を継続することができる。</p> <p>9.4 審査状況及び案件終結の通知</p> <p>合議体は、人民法院又は国务院医薬品監督管理部門からの請求に応じ、当該法院又は部門に対して、無効宣告請求案件審査状況通知</p>
--	--	--

	<p>書を発行することができる。</p> <p>無効宣告請求審理が開始するまでに、関係する<u>人民法院又は国务院医薬品監督管理部門</u>に対して通知した場合において、合議体は審査決定が下された後に、<u>審査決定及び無効宣告審査終結通知書を前述の関係部門に送達しなければならぬ。</u></p>	<p>書を発行することができる。</p> <p>無効宣告請求審理が開始するまでに、関係する人民法院又は国务院医薬品監督管理部門に対して通知した場合において、合議体は審査決定が下された後に、<u>審査決定及び無効宣告審査終結通知書を前述の関係部門に送達しなければならぬ。</u></p>
<p>第四部分第四章</p> <p>3. 口頭審理の通知</p> <p>無効宣告手続において、口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時と場所等を通知しなければならない。確定された口頭審理の日時と場所は、通常、変更しないが、特別な事情で変更する必要がある場合には、当事者双方の合意又は主任委員又は副主任委員の承認が必要である。当事者は、口頭審理通知書を受け取った日から7日以内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出しなければならない。期間が満了になっても、無効宣告請求人が受領書を提出</p>	<p>第四部分第四章</p> <p>3. 口頭審理の通知</p> <p>無効宣告手続において、口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時と場所等を通知しなければならない。<u>口頭審理通知を発行する場合、電子専利出願システムを通じて送信することも、郵送、ファックス、電子メール、電話、ショートメッセージ等の方式を用いて当事者に告知することもできる。</u>確定された口頭審理の日時と場所は、通常、変更しないが、特別な事情で変更する必要がある場合には、当事者双方の合意又は主任委員又は副主任委員<u>部門責任者の承認</u></p>	<p>第四部分第四章</p> <p>3. 口頭審理の通知</p> <p>無効宣告手続において、口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知を発行して、口頭審理の日時と場所等を通知しなければならない。口頭審理通知を発行する場合、電子専利出願システムを通じて送信することも、郵送、ファックス、電子メール、電話、ショートメッセージ等の方式を用いて当事者に告知することもできる。確定された口頭審理の日時と場所は、通常、変更しないが、特別な事情で変更する必要がある場合には、当事者双方の合意又は部門責任者の承認が必要である。当事者は、</p>

<p>せず、かつ口頭審理に参加しない場合、当該無効宣告請求は取下げられたものとみなし、無効宣告請求審査手続を終了する。ただし、専利復審委員会が、すでに行われた審査に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。専利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。</p> <p>復審手続において口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は復審請求人に対して口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事項を通知しなければならない。専利出願について、専利法及びその実施細則の関連規定に合致していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、当該専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知することができる。</p> <p>合議体は、口頭審理通知書において、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか又は指定の</p>	<p>認が必要である。当事者は、口頭審理通知を受け取った日から7日以内で指定された回答期間内に専利復審委員会に口頭審理通知書受領書を提出し、<u>口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期間が満了になっても回答がない場合は、口頭審理に参加しないものとみなす。ただし、無効宣告口頭審理の法廷当事者が出席する場合を除く。</u>期間が満了になっても、無効宣告請求人が受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、当該無効宣告請求は取下げられたものとみなし、無効宣告請求審査手続を終了する。ただし、<u>専利復審委員会合議体が、すでに行われた審査に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。</u>専利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。</p> <p>復審手続において口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は復審請求人に対して口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事</p>	<p>口頭審理通知で指定された回答期間内に受領書を提出し、口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期間が満了になっても回答がない場合は、口頭審理に参加しないものとみなす。ただし、無効宣告口頭審理の法廷当事者が出席する場合を除く。期間が満了になっても、無効宣告請求人が受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、当該無効宣告請求は取下げられたものとみなし、無効宣告請求審査手続を終了する。ただし、すでに行われた審査に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができる。専利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。</p> <p>復審手続において口頭審理を実施する確かな必要性がある場合、合議体は復審請求人に対して口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事項を通知しなければならない。専利出願について、専利法及びその実施細則の関連規定に</p>
--	--	---

<p>期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は、口頭審理通知書を受け取った日から 7 日以内に、専利復審委員会に対して口頭審理通知書の受領書を提出するとともに、当該受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期間が満了になっても、受領書の提出がない場合、口頭審理に参加しないものとみなす。</p> <p>口頭審理通知書において、当該専利出願における専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を告知していた場合であって、復審請求人が口頭審理に出廷しておらず、指定の期限までに書面による意見陳述も行っていないときは、当該復審請求については取下げられたものとみなす。</p> <p>無効宣告手続又は復審手続の口頭審理通知書の受領書については、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する</p>	<p>項を通知しなければならない。専利出願について、専利法及びその実施細則の関連規定に合致していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、当該専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知することができる。</p> <p>合議体は、口頭審理通知書において、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか又は指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は、口頭審理通知書を受け取った日から 7 日以内で指定された回答期間内に専利復審委員会に対して口頭審理通知書の受領書を提出するとともに、当該受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期間が満了になっても、受領書の提出がない場合、口頭審理に参加しないものとみなす。</p> <p>口頭審理通知書において、当該専利出願における専利法及びその実施細則と審査指南の</p>	<p>合致していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、当該専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知することができる。</p> <p>合議体は、口頭審理通知書において、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか又は指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は口頭審理通知書で指定された回答期間内に口頭審理通知書の受領書を提出するとともに、当該受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期間が満了になっても、受領書を提出しない場合、口頭審理に参加しないものとみなす。</p> <p>口頭審理通知書において、当該専利出願における専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を告知していた場合であって、復審請求人が口頭審理に出廷しておらず、指定の</p>
--	---	--

<p>旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言をする証人が当該証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書においてその旨を宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。</p> <p>口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下である場合、口頭審理の開始前にその他の者を指定して口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる場合、そのうちの1人を主要な発言をする第一発言者として指定しなければならない。</p> <p>当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させることができる。</p> <p>当事者が、専利法19条の規定に基づいて専利代理機構に代行を委託した場合、当該機構は専利代理人を指定し、口頭審理に参加させ</p>	<p>関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を告知していた場合であって、復審請求人が口頭審理に出廷しておらず、指定の期限までに書面による意見陳述も行っていないときは、当該復審請求については取下げられたものとみなす。</p> <p>無効宣告手続又は復審手続において、口頭審理通知で指定される回答期限は、通常、7日を超えないものとなる。口頭審理通知書の受領書については、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言をする証人が当該証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書においてその旨を宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。</p> <p>口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下である</p>	<p>期限までに書面による意見陳述も行っていないときは、当該復審請求については取下げられたものとみなす。</p> <p>無効宣告手続又は復審手続において、口頭審理通知で指定される回答期限は、通常、7日を超えないものとなる。口頭審理通知書の受領書については、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言をする証人が当該証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書においてその旨を宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。</p> <p>口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下である場合、口頭審理の開始前にその他の者を指定して口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる場合、そのうちの1</p>
--	--	--

<p>なければならない。</p>	<p>場合、口頭審理の開始前にその他の者を指定して口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる場合、そのうちの 1 人を主要な発言をする第一発言者として指定しなければならない。</p> <p>当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させることができる。</p> <p>当事者が専利法 198 条の規定に基づいて専利代理機構に代行を委託した場合、当該機構は専利代理人を指定し、口頭審理に参加させなければならない。</p>	<p>人を主要な発言をする第一発言者として指定しなければならない。</p> <p>当事者が専利法 18 条の規定に基づいて専利代理機構に代行を委託した場合、当該機構は専利代理師を指定し、口頭審理に参加させなければならない。</p>
<p>第四部分第四章</p> <p>5. 口頭審理の進行</p> <p>口頭審理は、通知書で指定される日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除いて、公開で行わなければならない。</p> <p>5.1 口頭審理の第一段階</p> <p>……</p>	<p>第四部分第四章</p> <p>5. 口頭審理の進行</p> <p>口頭審理は、通知書で指定される日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除いて、公開で行わなければならない。</p> <p><u>口頭審理は、通常、合議体のグループ長が主宰する。審理事実がはっきりしており、係</u></p>	<p>第四部分第四章</p> <p>5. 口頭審理の進行</p> <p>口頭審理は、通知書で指定される日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除いて、公開で行わなければならない。</p> <p>口頭審理は、通常、合議体のグループ長が主宰する。審理事実がはっきりしており、係</p>

<p>口頭審理においては、合議体のグループ長が進行を務める。合議体のグループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、相手方の参加者の適格性に係る異議の有無について当事者双方に確認しなければならない。合議体のグループ長は、当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか否か、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するか否かについて当事者に確認する。</p> <p>……</p> <p>5.3 口頭審理の第三段階</p> <p>……当事者が口頭審理の弁論の過程において、事前に提出していた調査を受けていない事実又は証拠を再提出した場合、合議体のグループ長は、弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。</p> <p>当事者双方の弁論での意見発表が終了した</p>	<p>争の焦点が明確である簡単な案件については、合議体の合意を経て、主審員が合議体を代表して出席し、口頭審理を主宰することもできる。</p> <p>5.1 口頭審理の第一段階</p> <p>……</p> <p>口頭審理においては、合議体のグループ長が進行を務める。合議体のグループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、相手方の参加者の適格性に係る異議の有無について当事者双方に確認しなければならない。合議体のグループ長は、当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか否か、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するか否かについて当事者に確認する。</p> <p>……</p> <p>5.3 口頭審理の第三段階</p> <p>……当事者が口頭審理の弁論の過程において</p>	<p>争の焦点が明確である簡単な案件については、合議体の合意を経て、主審員が合議体を代表して出席し、口頭審理を主宰することもできる。</p> <p>5.1 口頭審理の第一段階</p> <p>……</p> <p>合議体は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、相手方の参加者の適格性に係る異議の有無について当事者双方に確認しなければならない。合議体は、当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか否か、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するか否かについて当事者に確認する。</p> <p>……</p> <p>5.3 口頭審理の第三段階</p> <p>……当事者が口頭審理の弁論の過程において、事前に提出していた調査を受けていない事実又は証拠を再提出した場合、合議体は、</p>
--	---	--

<p>後、合議体のグループ長は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は、元の無効宣告請求を維持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄することも、無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は、無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利の保護の範囲の縮小又は請求項の一部の放棄を宣言することもできる。その後、前記方法により、改めて和解関連事項の処理をする。</p> <p>……</p> <p>5.4 口頭審理の第四段階</p> <p>合議体は、口頭審理の過程において、案件の状況に応じ、休廷合議することができる。</p> <p>合議体のグループ長は、一時休廷を宣言し、合議体で合議を行う。その後、合議体のグループ長は、口頭審理を再開し、口頭審理の結論を宣言する。……</p>	<p>て、事前に提出していた調査を受けていない事実又は証拠を再提出した場合、合議体のグループ長は、弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。</p> <p>当事者双方の弁論での意見発表が終了した後、合議体のグループ長は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は、元の無効宣告請求を維持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄することも、無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は、無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利保護の範囲の縮小又は請求項の一部若しくは全部の放棄を宣言することもできる。その後、前記方法により、改めて和解関連事項の処理をする。</p> <p>……</p> <p>5.4 口頭審理の第四段階</p>	<p>弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。</p> <p>当事者双方の弁論での意見発表が終了した後、合議体は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は、元の無効宣告請求を維持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄することも、無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は、無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利保護の範囲の縮小又は請求項の一部若しくは全部の放棄を宣言することもできる。その後、前記方法により、改めて和解関連事項の処理をする。</p> <p>……</p> <p>5.4 口頭審理の第四段階</p> <p>合議体は、口頭審理の過程において、案件の状況に応じ、休廷合議することができる。</p>
---	--	---

<p>6. 口頭審理の中止</p> <p>以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、合議体のグループ長は、口頭審理の中止を宣言し、必要な時に口頭審理を継続する日時を確定することができる。</p> <p>……</p> <p>7. 口頭審理の終了</p> <p>……</p> <p>合議体がある場で審査決定の結論を宣言しない場合、合議体のグループ長は、簡潔な説明を行う。</p> <p>前述の 3 つの状況のいずれにおいても、合議体のグループ長が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期間内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。</p> <p>……</p> <p>11. 記録</p> <p>口頭審理においては、書記官又は合議体のグループ長から指定された合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は、重要な審理事項を口頭審理の文書記録に記入しなけれ</p>	<p>合議体は、口頭審理の過程において、案件の状況に応じ、休廷合議することができる。</p> <p>合議体のグループ長は、一時休廷を宣言し、合議体で合議を行う。その後、合議体のグループ長は、口頭審理を再開し、口頭審理の結論を宣言する。……</p> <p>6. 口頭審理の中止</p> <p>以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、合議体のグループ長は、口頭審理の中止を宣言し、必要な時に口頭審理を継続する日時を確定することができる。</p> <p>……</p> <p>7. 口頭審理の終了</p> <p>……</p> <p>合議体がある場で審査決定の結論を宣言しない場合には、<u>合議体のグループ長は、簡潔な説明を行う必要がある。</u></p> <p>前述の 3 つの状況のいずれにおいても、合議体のグループ長が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期間内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。</p>	<p>合議体は、一時休廷を宣言し、合議を行う。その後、合議体は、口頭審理を再開し、口頭審理の結論を宣言する。……</p> <p>6. 口頭審理の中止</p> <p>以下に掲げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、合議体は、口頭審理の中止を宣言し、必要な時に口頭審理を継続する日時を確定することができる。</p> <p>……</p> <p>7. 口頭審理の終了</p> <p>……</p> <p>合議体がある場で審査決定の結論を宣言しない場合には、簡潔な説明を行う必要がある。</p> <p>前述の 3 つの状況のいずれにおいても、合議体がある場で口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期間内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。</p> <p>……</p> <p>11. 記録</p> <p>口頭審理においては、書記官又は合議体の</p>
---	--	--

<p>ばならない。合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。</p> <p>合議体は、重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録における誤りについて、当事者は記録者に修正を要請する権利を有する。文書記録に誤りが無いことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体のグループ長は、口頭審理の文書記録にその旨を明記する。</p> <p>……</p> <p>13. 当事者の権利と義務</p> <p>合議体のグループ長は、口頭審理の開始段階において、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。</p> <p>(1) 当事者の権利</p> <p>当事者は、審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当</p>	<p>……</p> <p>11. 記録</p> <p>口頭審理においては、書記官又は合議体のグループ長から指定された合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は、重要な審理事項を口頭審理の文書記録に記入記録しなければならない。合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。合議体は文書記録、録音又は録画等の方式により記録することができる。記録内容は、合議体が表決を行う上での重要な根拠となるものである。</p> <p>合議体は、重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録における誤りについて、当事者は記録者に修正を要請する権利を有する。文書記録に誤りが無いことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体のグループ長は、口頭審理の文書記録</p>	<p>グループ長から指定された合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は、重要な審理事項を記録しなければならない。合議体は文書記録、録音又は録画等の方式により記録することができる。記録内容は、合議体が表決を行う上での重要な根拠となるものである。</p> <p>合議体は、重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録における誤りについて、当事者は記録者に修正を要請する権利を有する。文書記録に誤りが無いことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体は、口頭審理の文書記録にその旨を明記する。</p> <p>……</p> <p>13. 当事者の権利と義務</p> <p>合議体は、口頭審理の開始段階において、口頭審理における権利と義務を当事者に告知</p>
--	---	--

<p>事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーションの実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部及び提供した関連証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取下げの権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。</p> <p>(2) 当事者の義務</p> <p>当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体のグループ長の許可を得なければならない。発言する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部又は全部及び提供した関連の証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取下げの権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。</p>	<p>にその旨を明記する。</p> <p>……</p> <p>13. 当事者の権利と義務</p> <p>合議体のグループ長は、口頭審理の開始段階において、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。</p> <p>(1) 当事者の権利</p> <p>当事者は、審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーションの実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部又は全部及び提供した関連の証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取下げの権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(1) 当事者の権利</p> <p>当事者は、審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーションの実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部又は全部及び提供した関連の証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取下げの権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。</p> <p>(2) 当事者の義務</p> <p>当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体の許可を得なければならない。い</p>
---	---	--

<p>の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張に反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。</p>	<p>(2) 当事者の義務 当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体のグループ長の許可を得なければならない。いずれの当事者も相手当事者の発言を遮ってはならない。事実を掲げ、筋道を立てて弁論しなければならない。発言や弁論は、合議体に指定された案件の審理に関連する範囲のみに限定される。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張に反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。</p>	<p>ならない。事実を掲げ、筋道を立てて弁論しなければならない。発言や弁論は、合議体に指定された案件の審理に関連する範囲のみに限定される。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張に反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。</p>
<p>第四部分第八章 2.2.1 外国語の証拠の提出 ……当事者双方が翻訳の委託について合意していない場合、専利復審委員会は、自ら翻訳専門機関に翻訳を委託することができる。翻訳の委託に必要な費用については当事者双方が各々50%を負担する。翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語</p>	<p>第四部分第八章 2.2.1 外国語の証拠の提出 ……当事者双方が翻訳の委託について合意していない場合、<u>専利復審委員会復審及び無効審理部は、自ら翻訳専門機関に翻訳を委託を指定</u>することができる。<u>一、翻訳の委託に翻訳に必要な費用については当事者双方が各々50%を負担する。指定又は翻訳費用の支払い</u></p>	<p>第四部分第八章 2.2.1 外国語の証拠の提出 ……当事者双方が翻訳の委託について合意していない場合、復審及び無効審理部は、翻訳専門機関を指定することができ、翻訳に必要な費用については当事者双方が各々50%を負担する。指定又は翻訳費用の支払いを拒否した場合、相手方当事者が提出した中国語訳</p>

訳文が正確であることを認めたものとみなす。	を拒否した場合、相手方当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものとみなす。	文が正確であることを認めたものとみなす。
-----------------------	---	----------------------

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。